

デイサービスセンターら・せれな重要事項説明書

(令和6年4月1日現在)

1. サービスを提供する事業者

名 称	社会福祉法人 禎心会
所 在 地	札幌市東区北47条東17丁目1番1号
電 話 番 号	011-789-1150
代 表 者 氏 名	理事長 徳田 禎久
設 立 年 月	平成9年4月1日

2. ご利用施設

事 業 者 番 号	札幌市指定 第0170205819
事業所の種類	通所介護事業 ※当事業所は、介護老人福祉施設ら・せれなに併設されています。
事業所の名称	デイサービスセンターら・せれな
事業所の目的	通所介護は介護保険法令に従い、利用者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、利用者に日常生活を営むために必要な共用施設等をご利用いただき、通所介護サービスを提供します。
事業所の所在地	札幌市北区百合が原3丁目1番1号
電 話 番 号	011-702-1152
管 理 者	村山 文彦
事業所の運営方針	1. 利用者の尊厳を保持し、その人にふさわしい自立支援サービスの提供に努めます。 2. 専門的知識、技術の研鑽に努め、資質の向上を目指します。 3. 地域の福祉・介護・医療機関との連携を図ります。
開 設 年 月	平成25年5月1日

営業日及び営業時間	営業日：月曜日～土曜日（12/29～1/3を除く） 営業時間：午前8時45分～午後5時15分 提供時間：午前10時～午後3時30分 （上記以外の午後5時15分～午前8時45分までは、電話のみの受付となります）
送迎範囲	札幌市北区・東区
利用定員	60名

3. 建物設備の概要

(1) 施設の概要

当施設では以下の設備をご用意しています。

設備の種類	備 考
食 堂	栄養バランスの取れた食事を提供いたします
機能訓練室	共用
浴 室	共用 一般浴槽、座位浴槽
静 養 室	体調によりお休みいただけます
ト イ レ	一般トイレ、車椅子用トイレ4カ所

※上記は、厚生労働省が定める基準により、指定通所介護事業所に設置が義務づけられている施設・設備です。この施設・設備の利用にあたって、利用者に特別にご負担いただく費用はありません。

☆法人が自主的に設置した運営基準外の施設・設備

施設設備の種類	室数	備 考
理 美 容 室	1 室	専門家による理髪・美容サービスを提供しています。

※理美容室の利用は有料となります。

4. 職員の配置状況

当施設では、利用者に対して指定通所介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>

※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	配 置 人 員	常 勤 換 算	指 定 基 準
1. 管理者	1名		1名
2. 生活相談員	2名	2名	1名
3. 介護職員	13名	12.2名	10名
4. 看護職員	3名	3名	1名
5. 機能訓練指導員	4名	3.4名	1名
6. 管理栄養士	1名	0.1名	1名

5. 当施設が提供するサービスと利用料金

(1)介護保険の給付対象となるサービス(契約第4条参照)

当施設では、利用者に対して以下のサービスを提供します。

<サービスの概要>

種 類	内 容
食 事 (食材料費は別途いただきます)	<ul style="list-style-type: none">・当施設では、栄養士(管理栄養士)の立てる献立表により、栄養並びに利用者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。・利用者の自立支援として食堂にて、食事をとっていただくことを原則としています。 (食事時間) 昼 食 12:00~13:00
入 浴	<ul style="list-style-type: none">・利用者の身体状況に合った使いやすい浴槽を利用して、自分のペースでゆったりと入浴できます。
排 泄	<ul style="list-style-type: none">・排泄の自立を促すため、利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

機能訓練	・身体機能の低下防止のため、機能訓練指導員により利用者の状況に適した機能訓練を行います。
その他自立への支援	・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう支援します。

(2) 介護保険の給付対象外サービス (契約書第5条、第8条参照)

以下のサービスについては、介護保険の給付対象とならないため、サービスの提供をご希望される場合には、そのサービスの提供に伴い、所定の料金をお支払いいただきます。なお、別表の所定料金、あるいは、現在無料サービスとしている行為について、経済状況の著しい変化やその他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行なう2ヶ月前までにご説明します。

<サービスの概要>

- ①日常生活上の必要となる諸費用実費(個人消費経費)
 - *嗜好品等が該当します。
 - ◎オムツ代は介護保険給付対象外となっておりますのでご負担いただきます。
- ②理・美容サービス

施設内に設置した理・美容室で、専門の理・美容師の出張による理・美容サービスが受けられます。
- ③レクリエーション・クラブ活動

利用者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加することができます。
利用料金：材料代等の実費をいただきます。
- ④複写物の交付

利用者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

(3) サービス利用料金

別表参照

(4) 利用料金のお支払い方法 (契約書第6条参照)

利用者は、介護保険給付費自己負担分及び、介護保険給付費対象外のサービス費用等、ご負担いただくべき費用は、1ヶ月ごとに計算しご請求しますので、翌月末日までにいずれかの方法でお支払いください。

ア. 自動引き落とし	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の指定される金融機関の口座から自動引き落としとなります。 ・ご利用できる金融機関：各金融機関並びにゆうちょ銀行。 ・この場合、引き落としのための手続きが必要となりますので、職員にお申し付けください。
イ. お振込み	<ul style="list-style-type: none"> ・下記指定口座へお振込みください。 <p>銀行名：北海道銀行 北栄支店</p> <p>口座番号：0949828 口座種別：普通口座</p> <p>口座名義：社会福祉法人禎心会</p> <p>理事長 徳 田 禎 久</p>
ウ. 直接お支払い	<ul style="list-style-type: none"> ・現金により当施設へ直接お支払いください。

(5) 利用の中止、変更、追加（契約書第7条参照）

○利用予定期間の前に、利用者の都合により、通所介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日前日までに事業者申し出てください。

○利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無 料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	650円

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況によりお客様の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時をお客様に提示して協議します。

○ご利用者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。その場合、既に実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。

6. サービスの利用に関する留意事項

当施設のご利用にあたって、サービスを利用されている利用者の快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1) 持ち込みの制限

利用にあたり、以下の物以外は原則として持ち込むことができません。

衣服、上靴、外靴、オムツ、薬、髭剃り、お小遣い等。

上記以外の物でも日常生活でお使いになられる物。ただし、生物（なまもの）及び危険物と思われるものに関しては制限をさせていただく場合がございます。

(2) 施設・設備の使用上の注意(契約書第10条参照)

- ・共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用してください。
- ・故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、利用者の自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- ・当施設の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(3) 喫煙

施設内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

(4) サービス利用中の医療の提供について

施設では利用者の状態が急変した場合は、医師の指示により下記の医療機関の協力のもと、速やかに対応します。

○協力医療機関

医療機関名	住所・電話番号	診療科目
社会医療法人 禎心会 禎心会北45条在宅クリニック	札幌市東区北45条東9丁目2-7 電話：011-712-5161	内科
社会医療法人 禎心会 札幌禎心会病院	札幌市東区北33条東1丁目3-1 電話：011-712-1131	内科 脳神経外科 他

○協力歯科医療機関

医療機関名	住所・電話番号	診療科目
北32条歯科クリニック	札幌市北区北32条西3丁目 電話：011-756-0995	歯科

7. サービス利用をやめる場合(契約の終了について)

契約の有効期間は、契約締結の日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までに利用者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了します。(契約書第16条参照)

- ①利用者が死亡した場合
- ②要介護認定により利用者の心身の状況が自立と判定された場合
- ③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により施設を閉鎖した場合
- ④施設の滅失や重大な毀損により、利用者に対する一体的なサービス提供ができなくなった場合
- ⑤当施設が介護保険の指定を取り消された場合、又は指定を辞退した場合

- ⑥利用者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

(1) 利用者からの解約、契約解除の申し出（契約書第18条、第19条参照）

契約の有効期間であっても、ご利用者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②利用者が入所された場合
- ③利用者の「居宅サービス計画（ケアプラン）」が変更された場合
- ④事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める通所介護サービスを実施しない場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により利用者の生命・心身・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦他の利用者が利用者の生命・身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合
- ⑧事業者もしくはサービス従業者が（3）にあるようなハラスメント行為を行った場合

(2) 事業者からの契約解除の申し出（契約書第20条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ①利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②利用者による、サービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・心身・財物・信用等を傷つけた場合、傷つける恐れがある場合、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④利用者、ご家族より（3）にあるようなハラスメント行為がある場合
（管理者よりご連絡させていただき、話し合いの元、必要時には弁護士等と相談の上、2週間の予告期間を待ち、サービス提供の停止、契約解除とさせていただく場合があります）

(3) ハラスメントの内容

1) 身体的暴力（身体的な力を使って危害を及ぼす行為）

- ①物を投げつける
- ②たたく、蹴る。それと同様に見える行為

③つばを吐く

等その他

2) 精神的暴力（個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、貶めたりする行為）

①大声で怒鳴る

②威圧的な態度での言動

③合意ない監視カメラの設置

④無視をする

⑤人格を侮辱するような言動

等その他

3) セクシャルハラスメント（意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的な嫌がらせ行為）

①不必要に体を触る行為

②卑猥な写真や雑誌を見せる

③卑猥な言動

等その他

(4) 契約の終了に伴う援助（契約書第17条参照）

契約が終了する場合には、事業者は利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

8. 相談・苦情の受付について(契約書第22条参照)

(1) 当施設における相談・苦情の受付

当施設におけるご相談や苦情は以下の専用窓口で受付けます。また、職員間でハラスメントの研修会を開催しておりますが、職員からハラスメント行為を受けた場合は管理者までご連絡ください。

○相談・苦情受付窓口

デイサービスセンターら・せれな

電話番号 : 011-702-1152

F A X : 011-702-1278

担当職員 : 生活相談員 松吉 悠花

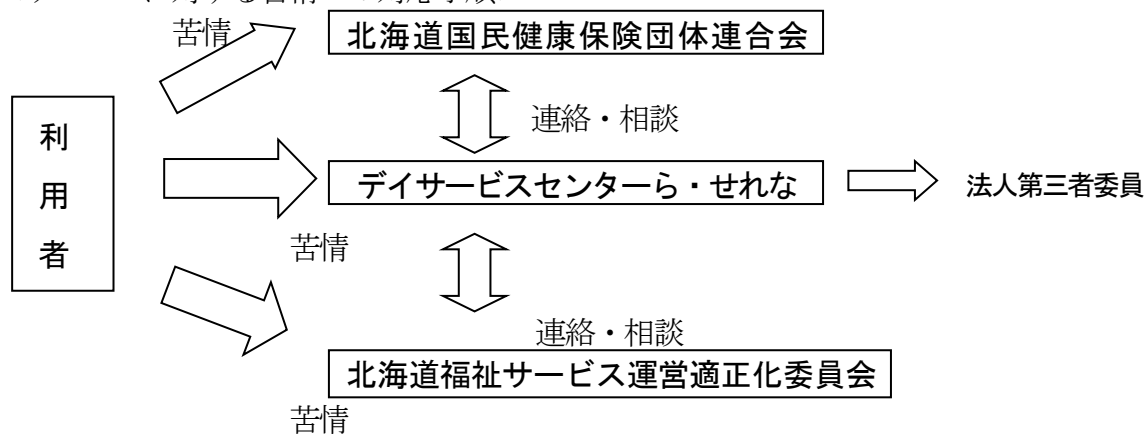
○受付時間 : 月曜日～土曜日(12/29～1/3を除く)

午前8時45分～午後5時15分

法人第三者委員 : 姉崎重延 090-9434-2831 (社会福祉法人禎心会監事)

岩内敏晃 011-785-6110 (社会医療法人禎心会道央在宅事業部副部長)

<サービスに対する苦情への対応手順>



(2) 苦情処理の流れ

- ① 苦情・相談の受付とその内容の記録と法人第三者委員への報告
- ② 問題点・対応策の検討
- ③ 利用者又は家族への説明
- ④ 対応策の実行(施設サービス計画の変更、サービス提供の改善・連絡調整)
- ⑤ 対応策実行後の結果の確認
- ⑥ 利用者又は家族への報告
- ⑦ 苦情処理の結果の記録、管理者への報告
- ⑧ サービス提供体制の改善提供

(3) 行政機関その他苦情受付機関

北海道国民健康保険団体連合会	所在地 : 札幌市中央区南2条西14丁目 電話番号 : 011-231-5175 (直通) F A X : 011-233-2178 受付時間 : 月曜日～金曜日 (午前9時～午後5時)
北海道福祉サービス運営適正化委員会	所在地 : 札幌市中央区北2条西7丁目1番地 北海道立道民生活センター3階 電話番号 : 011-204-6310 F A X : 011-204-6311 受付時間 : 月曜日～金曜日 (午前9時～午後5時)

虐待予防・虐待対応の行動指針

利用者の生命と尊厳の安全を保護するために以下の対応をいたします。

- ① 事業所内で担当責任者を決め、虐待防止委員会の開催
- ② 従事者に対する年1回の虐待予防・対応に対する研修の実施
- ③ 利用者や 家族・近隣住民・他サービス事業所からの連絡相談体制の整備
- ④ 虐待発見やそのおそれのある場合、速やかに地域包括支援センターへ通報
- ⑤ 自ら権利を擁護することが困難な場合、必要に応じて成年後見制度等の利用支援する

※2006年に「高齢者虐待防止法」「児童虐待防止法改正法」、2012年に「障がい者虐待防止法」が施行されています。

「虐待」は「養護者による高齢者・障がい者・児童虐待」と「従事者等による高齢者・障がい者・児童虐待」に分けて定義しています。養護者とは「高齢者や障がい者を現に養護する者であって養介護施設従事者等以外のもの」とされており、高齢者や障がい者の世話をしている家族、親族、同居人等が該当します。また、児童に関しては保護者・監護者が該当します。

高齢者・障がい者の福祉に業務上又は職務上関係のある者は、虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者・障がい者虐待の早期発見に努めなければならない。とされており、虐待発見やそのおそれのある場合は、速やかに札幌市へ相談通報の義務があります。

以下の内容に近い事例は通報いたします。

養護者・保護者・監護者による虐待の種類

虐待の種類	虐待の内容
身体的虐待	<ol style="list-style-type: none"> ①暴力的行為で、痛みや、身体にあざや外傷を与える行為 ②本人に向けられた危険な行為や身体になんらかの影響を与える行為 ③本人の利益にならない強制による行為によって痛みを与えたり、代替方法があるにもかかわらず本人を乱暴に取り扱う行為 ④外部との接触を意図的に、継続的に遮断する行為。
介護世話の放棄。 放任 (ネグレクト)	<ol style="list-style-type: none"> ①意図的であるか、結果的であるかを問わず、介護や生活の世話をやっている者が、その提供を放棄または放任し、本人の生活環境 や、本人自身の身体・精神的状態を悪化させていること。 ②専門的診断や治療、ケアが必要にもかかわらず、本人が必要とする医療・介護保険サービスなどを、周囲が納得できる理由なく制限したり使わせない、放置する。 ③同居人等による高齢者虐待と同様の行為を放置する。
心理的虐待	<ol style="list-style-type: none"> ①脅しや侮辱などの言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって精神的苦痛を与えること。
性的虐待	<ol style="list-style-type: none"> ①本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為 またはその強要。
経済的虐待	<ol style="list-style-type: none"> ①本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

従業員などによる虐待の種類

虐待の種類	虐待の内容
身体的虐待	①暴力的行為で、痛みや、身体にあざや外傷を与える行為。 ②本人に向けられた危険な行為や身体に何らかの影響を与える行為。 ③本人の利益にならない強制による行為によって痛みを与えたり、代替方法があるにもかかわらず高齢者を乱暴に取り扱う行為。 ④外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為。
介護世話の放棄。 放任 (ネグレクト)	①意図的であるか、結果的であるかを問わず、介護や生活の世話を行っている者が、その提供を放棄又は放任し、高齢者の生活環境や、高齢者自身の身体・精神的状態を悪化させていること。 ②専門的診断や治療、ケアが必要にもかかわらず、高齢者が必要とする医療・介護保険サービスなどを、周囲が納得できる理由なく制限したり使わせない、放置する。 ③同居人等による高齢者虐待と同様の行為を放置する。
心理的虐待	①脅しや侮辱などの言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって、精神的苦痛を与えること。
性的虐待	①本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為又はその強要。
経済的虐待	①本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

2021年3月31日
社会福祉法人禎心会

個人情報保護に対する基本方針

1. 基本方針

社会福祉法人禎心会は、当法人が扱う個人情報の重要性を認識し、その適切な保護のために、自主的なルール及び体制を確立し、個人情報保護に関する法令その他の関係法令及び厚生労働省のガイドラインを遵守し、利用者の個人情報の保護を図ることを宣言いたします。

2. 個人情報の適切な収集、利用、提供の実施

- (1) 個人情報の取得に際して、利用目的を特定して通知または公表し、利用目的に従って適切に個人情報の収集、利用、提供を行います。
- (2) 個人情報の収集、利用、提供にあたっては、本人の同意を得るようにします。
- (3) 個人情報の紛失、漏えい、改ざん及び不正なアクセス等のリスクに対して、必要な安全対策、予防措置等を講じて適切な管理を行います。

3. 安全確保の実践

- (1) 当法人は個人情報保護の取り組みを全役職員に周知徹底させるために、個人情報保護に関する規定類を明確にし、必要な教育を行います。
- (2) 個人情報保護の取り組みが適切に実施されるよう、必要に応じ、評価・見直しを行い、継続的な改善に努めます。

4. 個人情報保護に関する問い合わせ窓口

利用者本人から、当法人が保有する個人情報についての質問や問い合わせ、あるいは、開示、訂正、削除、利用停止等の依頼については、窓口で受け付けます。

個人情報の利用目的

デイサービスセンターら・せれなでは、利用者及び家族の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

[デイサービスセンターら・せれな内部での利用目的]

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - －通所利用の管理
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

[他の事業者等への情報提供を伴う利用目的]

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所・地域包括支援センター等との連携(サービス担当者会議等)、照会への回答
 - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - －保険事務の委託
 - －審査支払い機関へのレセプトの提出
 - －審査支払い機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

[当施設の内部での利用に係る利用目的]

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －当施設において行われる学生の実習への協力
 - －当施設において行われる事例研究

[他の事業者等への情報提供に係る利用目的]

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －外部監査機関への情報提供

札幌市介護予防・日常生活支援総合事業 札幌市通所型サービス 重要事項説明書

(令和6年4月1日現在)

1. サービスを提供する事業者

名 称	社会福祉法人禎心会
所 在 地	札幌市東区北47条東17丁目1番1号
電 話 番 号	011-789-1150
代 表 者 氏 名	理事長 徳田 禎久
設 立 年 月	平成9年4月1日

2. ご利用施設

事 業 者 番 号	札幌市指定 第0170205819号
事業所の種類	第1号通所事業【札幌市通所型サービス（通所介護相当型）】 ※当事業所は、介護老人福祉施設ら・せれなに併設されています。
事業所の名称	デイサービスセンターら・せれな
事業所の目的	札幌市通所型サービスは、介護保険法令に従い、生活機能の維持・向上を積極的に図り要支援・要介護状態の予防及びその重度化の予防、軽減を図ることを目的として、利用者に日常生活を営むために必要な共用施設等をご利用いただき、札幌市通所型サービスを提供します。
事業所の所在地	札幌市北区百合が原3丁目1番1号
電 話 番 号	011-702-1152
管 理 者	村山 文彦
事業所の運営方針	1. 利用者の尊厳を保持し、その人にふさわしい自立支援サービスの提供に努めます。 2. 専門的知識、技術の研鑽に努め、資質の向上を目指します。 3. 地域の福祉・介護・医療機関との連携を図ります。

開設年月	平成25年5月1日
営業日及び営業時間	営業日：月曜日～土曜日（12/29～1/3を除く） 営業時間：午前8時45分～午後5時15分 提供時間：午前10時～午後3時30分 （上記以外の午後5時15分～午前8時45分までは、電話のみの受付となります）
送迎範囲	札幌市北区・東区
利用定員	60名

3. 建物設備の概要

(1) 施設の概要

当施設では以下の設備をご用意しています。

設備の種類	備 考
食 堂	栄養バランスの取れた食事を提供いたします
機能訓練室	共用
浴 室	共用 一般浴槽、座位浴槽、ストレッチャー浴槽
静 養 室	体調によりお休みいただけます
ト イ レ	一般トイレ、車椅子用トイレ4カ所

※上記は、厚生労働省が定める基準により、札幌市通所型サービスに設置が義務づけられている施設・設備です。この施設・設備の利用にあたって、利用者に特別にご負担いただく費用はありません。

☆法人が自主的に設置した運営基準外の施設・設備

施設設備の種類	室数	備 考
理 美 容 室	1 室	専門家による理髪・美容サービスを提供しています。

※理美容室の利用は有料となります。

4. 職員の配置状況

当施設では、利用者に対して札幌市通所型サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>

※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	配 置 人 員	常 勤 換 算	指 定 基 準
1. 管理者	1名		1名
2. 生活相談員	2名	2名	1名
3. 介護職員	13名	12.2名	10名
4. 看護職員	3名	3名	1名
5. 機能訓練指導員	4名	3.4名	1名
6. 管理栄養士	1名	0.1名	1名

5. 当施設が提供するサービスと利用料金

(1) 札幌市介護予防・日常生活支援総合事業となるサービス(契約書第4条参照)

当施設では、利用者に対して以下のサービスを提供します。

<サービスの概要>

種 類	内 容
食 事 (食費は別途いただきます)	<ul style="list-style-type: none"> 当施設では、栄養士(管理栄養士)の立てる献立表により、栄養並びに利用者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。 利用者の自立支援として食堂にて、食事をとっていただくことを原則としています。 (食事時間) 昼 食 12:00~13:00
入 浴	<ul style="list-style-type: none"> 利用者の身体状況に合った使いやすい浴槽を利用して、自分のペースでゆったりと入浴できます。
排 泄	<ul style="list-style-type: none"> 排泄の自立を促すため、利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

機能訓練	・身体機能の低下防止のため、機能訓練指導員により利用者の状況に適した機能訓練を行います。
その他自立への支援	・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう支援します。

(2) 札幌市介護予防・日常生活支援総合事業対象外サービス(契約書第5条、第8条参照)

以下のサービスについては、札幌市介護予防・日常生活支援総合事業の対象とならないため、サービスの提供をご希望される場合には、そのサービスの提供に伴い、所定の料金をお支払いいただきます。なお、別表の所定料金、あるいは、現在無料サービスとしている行為について、経済状況の著しい変化やその他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行なう2ヶ月前までにご説明します。

<サービスの概要>

①日常生活上の必要となる諸費用実費(個人消費経費)

*嗜好品等が該当します。

◎オムツ代は札幌市介護予防・日常生活支援総合事業対象外となっておりますのでご負担していただきます。

②理髪・美容サービス

施設内に設置した理美容室で、専門の理・美容師の出張による理髪・美容サービスが受けられます。

③レクリエーション・クラブ活動

利用者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加することができます。
利用料金：材料代等の実費をいただきます。

④複写物の交付

利用者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

(3) サービス利用料金

別表参照

(4) 利用料金のお支払い方法 (契約書第6条参照)

利用者は、札幌市介護予防・日常生活支援総合事業費自己負担分及び、札幌市介護予防・日常生活支援総合事業費対象外のサービス費用等、ご負担いただくべき費用は、1ヶ月ごとに計算しご請求しますので、翌月末日までにいずれかの方法でお支払いください。

ア. 自動引き落とし	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の指定される金融機関の口座から自動引き落としとなります。 ・ご利用できる金融機関：各種金融機関並びにゆうちょ銀行 ・この場合、引き落としのための手続きが必要となりますので、職員にお申し付けください。
イ. お振込み	<ul style="list-style-type: none"> ・下記指定口座へお振込みください。 <p style="text-align: center;"> <small>ほっかいどうぎんこう ほくえいしてん</small> 銀行名：北海道銀行 北栄支店 口座番号：0949828 口座種別：普通口座 <small>しゃかいふくしほうじんていしんかい</small> 口座名義：社会福祉法人禎心会 <small>りじちよう とく だ さだ ひさ</small> 理事長 徳 田 禎 久 </p>
ウ. 直接お支払い	<ul style="list-style-type: none"> ・現金により当施設へ直接お支払いください。

(5) 利用の中止、変更、追加 (契約書第7条参照)

○利用予定期間の前に、利用者の都合により、札幌市通所型サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日前日までに事業者申し出てください。

○利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無 料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	650円

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況によりお客様の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時をお客様に提示して協議します。

○ご利用者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。その場合、既に参加されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。

6. サービスの利用に関する留意事項

当施設のご利用にあたって、サービスを利用されている利用者の快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1) 持ち込みの制限

利用にあたり、以下の物以外は原則として持ち込むことができません。

衣服、上靴、外靴、オムツ、薬、髭剃り、お小遣い等。

上記以外の物でも日常生活でお使いになられる物。ただし、生物（なまもの）及び危険物と思われるものに関しては制限をさせていただく場合がございます。

(2) 施設・設備の使用上の注意(契約書第10条参照)

- ・共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用してください。
- ・故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、利用者の自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- ・当施設の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(3) 喫煙

施設内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

(4) サービス利用中の医療の提供について

施設では利用者の状態が急変した場合は、医師の指示により下記の医療機関の協力のもと、速やかに対応します。

○協力医療機関

医療機関名	住所・電話番号	診療科目
社会医療法人 禎心会 禎心会北45条在宅クリニック	札幌市東区北45条東9丁目2-7 電話 011-712-5161	内科
社会医療法人 禎心会 札幌禎心会病院	札幌市東区北33条東1丁目3-1 電話 011-712-1131	内科 脳神経外科 他

○協力歯科医療機関

医療機関名	住所・電話番号	診療科目
北32条歯科クリニック	札幌市北区北32条西3丁目 電話 011-756-0995	歯科

7. サービス利用をやめる場合(契約の終了について)

契約の有効期間は、契約締結の日から利用者の要支援認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までに利用者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了します。(契約書第16条参照)

- ①利用者が死亡した場合
- ②要支援認定により利用者の心身の状況が自立と判定された場合
- ③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により施設を閉鎖した場合
- ④施設の滅失や重大な毀損により、利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤当施設が札幌市介護予防・日常生活支援総合事業の指定を取り消された場合、又は指定を辞退した場合

- ⑥利用者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

(1) 利用者からの解約、契約解除の申し出（契約書第17条、第18条参照）

契約の有効期間であっても、ご利用者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ①札幌市介護予防・日常生活支援総合事業対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②利用者が入院された場合
- ③利用者の「居宅サービス計画（ケアプラン）」が変更された場合
- ④事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める札幌市通所型サービスを実施しない場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により利用者の生命・心身・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦他の利用者が利用者の生命・身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合
- ⑧事業者もしくはサービス従業者が（3）にあるようなハラスメント行為を行った場合

(2) 事業者からの契約解除の申し出（契約書第19条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ①利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②利用者による、サービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・心身・財物・信用等を傷つけた場合、傷つける恐れがある場合、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④利用者、ご家族より（3）にあるようなハラスメント行為がある場合
（管理者よりご連絡させていただき、話し合いの元、必要時には弁護士等と相談の上、2週間の予告期間を待ち、サービス提供の停止、契約解除とさせていただく場合があります）

(3) ハラスメントの内容

- 1) 身体的暴力（身体的な力を使って危害を及ぼす行為）
 - ①物を投げつける
 - ②たたく、蹴る。それと同様に見える行為
 - ③つばを吐く
等その他

- 2) 精神的暴力（個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、貶めたりする行為）
- ① 大声で怒鳴る
 - ② 威圧的な態度での言動
 - ③ 合意ない監視カメラの設置
 - ④ 無視をする
 - ⑤ 人格を侮辱するような言動
等その他
- 3) セクシャルハラスメント（意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的な嫌がらせ行為）
- ① 不必要に体を触る行為
 - ② 卑猥な写真や雑誌を見せる
 - ③ 卑猥な言動
等その他

(4) 契約の終了に伴う援助（契約書第16条参照）

契約が終了する場合には、事業者は利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

8. 相談・苦情の受付について(契約書第22条参照)

(1) 当施設における相談・苦情の受付

当施設におけるご相談や苦情は以下の専用窓口で受付けます。また、職員間でハラスメントの研修会を開催しておりますが、職員からハラスメント行為を受けた場合は管理者までご連絡ください。

○相談・苦情受付窓口

デイサービスセンターら・せれな

電話番号 : 011-702-1152 FAX : 011-702-1278

担当職員 : 生活相談員 松吉 悠花

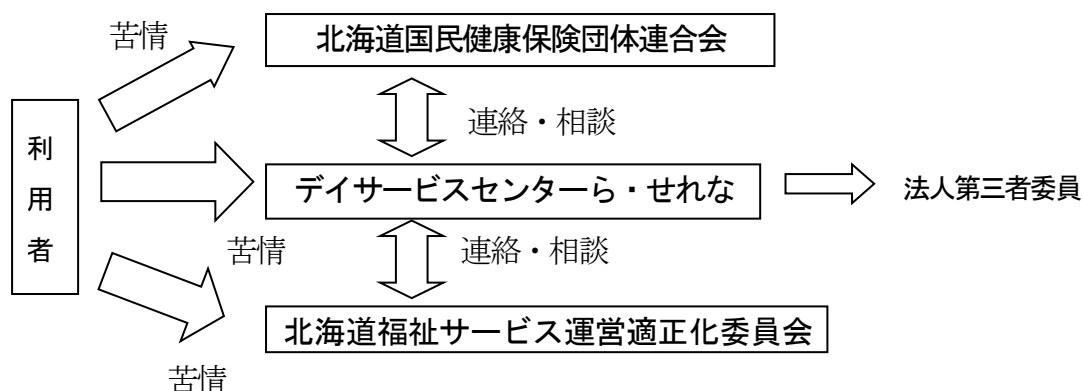
○受付時間 : 月曜日～土曜日（12/29～1/3を除く）

午前8時45分～午後5時15分

法人第三者委員 : 姉崎重延 090-9434-2831 (社会福祉法人禎心会監事)

岩内敏晃 011-785-6110 (社会医療法人禎心会道央在宅事業部副部長)

<サービスに対する苦情への対応手順>



(2) 苦情処理の流れ

- ① 苦情・相談の受付とその内容の記録と法人第三者委員への報告
- ② 問題点・対応策の検討
- ③ 利用者又は家族への説明
- ④ 対応策の実行（施設サービス計画の変更、サービス提供の改善・連絡調整）
- ⑤ 対応策実行後の結果の確認
- ⑥ 利用者又は家族への報告
- ⑦ 苦情処理の結果の記録、管理者への報告
- ⑧ サービス提供体制の改善提供

(3) 行政機関その他苦情受付機関

北海道国民健康保険団体連合会	所在地：札幌市中央区南2条西14丁目 電話番号：011-231-5175(直通) FAX：011-233-2178 受付時間：月曜日～金曜日（午前9時～午後5時）
北海道福祉サービス運営適正化委員会	所在地：札幌市中央区北2条西7丁目1番地 北海道立道民生活センター3階 電話番号：011-204-6310 FAX：011-204-6311 受付時間：月曜日～金曜日（午前9時～午後5時）

虐待予防・虐待対応の行動指針

利用者の生命と尊厳の安全を保護するために以下の対応をいたします。

- ① 事業所内で担当責任者を決め、虐待防止委員会の開催
- ② 従事者に対する年1回の虐待予防・対応に対する研修の実施
- ③ 利用者や 家族・近隣住民・他サービス事業所からの連絡相談体制の整備
- ④ 虐待発見やそのおそれのある場合、速やかに地域包括支援センターへ通報
- ⑤ 自ら権利を擁護することが困難な場合、必要に応じて成年後見制度等の利用支援する

※2006年に「高齢者虐待防止法」「児童虐待防止法改正法」、2012年に「障がい者虐待防止法」が施行されています。

「虐待」は「養護者による高齢者・障がい者・児童虐待」と「従事者等による高齢者・障がい者・児童虐待」に分けて定義しています。養護者とは「高齢者や障がい者を現に養護する者であって養介護施設従事者等以外のもの」とされており、高齢者や障がい者の世話をしている家族、親族、同居人等が該当します。また、児童に関しては保護者・監護者が該当します。

高齢者・障がい者の福祉に業務上又は職務上関係のある者は、虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者・障がい者虐待の早期発見に努めなければならない。とされており、虐待発見やそのおそれのある場合は、速やかに札幌市へ相談通報の義務があります。

以下の内容に近い事例は通報いたします。

養護者・保護者・監護者による虐待の種類

虐待の種類	虐待の内容
身体的虐待	<ol style="list-style-type: none"> ① 暴力的行為で、痛みや、身体にあざや外傷を与える行為 ② 本人に向けられた危険な行為や身体になんらかの影響を与える行為 ③ 本人の利益にならない強制による行為によって痛みを与えたり、代替方法があるにもかかわらず本人を乱暴に取り扱う行為 ④ 外部との接触を意図的に、継続的に遮断する行為。
介護世話の放棄、放任 (ネグレクト)	<ol style="list-style-type: none"> ① 意図的であるか、結果的であるかを問わず、介護や生活の世話を行っている者が、その提供を放棄または放任し、本人の生活環境や、本人自身の身体・精神的状態を悪化させていること。 ② 専門的診断や治療、ケアが必要にもかかわらず、本人が必要とする医療・介護保険サービスなどを、周囲が納得できる理由なく制限したり使わせない、放置する。 ③ 同居人等による高齢者虐待と同様の行為を放置する。
心理的虐待	<ol style="list-style-type: none"> ① 脅しや侮辱などの言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって精神的苦痛を与えること。
性的虐待	<ol style="list-style-type: none"> ① 本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為 またはその強要。
経済的虐待	<ol style="list-style-type: none"> ① 本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

従業員などによる虐待の種類

虐待の種類	虐待の内容
身体的虐待	<ul style="list-style-type: none"> ① 暴力的行為で、痛みや、身体にあざや外傷を与える行為。 ② 本人に向けられた危険な行為や身体に何らかの影響を与える行為。 ③ 本人の利益にならない強制による行為によって痛みを与えたり、代替方法があるにもかかわらず高齢者を乱暴に取り扱う行為。 ④ 外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為。
介護世話の放棄。放任 (ネグレクト)	<ul style="list-style-type: none"> ① 意図的であるか、結果的であるかを問わず、介護や生活の世話を行っている者が、その提供を放棄又は放任し、高齢者の生活環境や、高齢者自身の身体・精神的状態を悪化させていること。 ② 専門的診断や治療、ケアが必要にもかかわらず、高齢者が必要とする医療・介護 保険サービスなどを、周囲が納得できる理由なく制限したり使わせない、放置する。 ③ 同居人等による高齢者虐待と同様の行為を放置する。
心理的虐待	<ul style="list-style-type: none"> ① 脅しや侮辱などの言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって、精神的苦痛 を与えること。
性的虐待	<ul style="list-style-type: none"> ① 本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為又はその強要。
経済的虐待	<ul style="list-style-type: none"> ① 本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

2021年3月31日
社会福祉法人禎心会

個人情報保護に対する基本方針

1. 基本方針

社会福祉法人禎心会は、当法人が扱う個人情報の重要性を認識し、その適切な保護のために、自主的なルール及び体制を確立し、個人情報保護に関する法令その他の関係法令及び厚生労働省のガイドラインを遵守し、利用者の個人情報の保護を図ることを宣言いたします。

2. 個人情報の適切な収集、利用、提供の実施

- (1) 個人情報の取得に際して、利用目的を特定して通知または公表し、利用目的に従って適切に個人情報の収集、利用、提供を行います。
- (2) 個人情報の収集、利用、提供にあたっては、本人の同意を得るようにします。
- (3) 個人情報の紛失、漏えい、改ざん及び不正なアクセス等のリスクに対して、必要な安全対策、予防措置等を講じて適切な管理を行います。

3. 安全確保の実践

- (1) 当法人は個人情報保護の取り組みを全役職員に周知徹底させるために、個人情報保護に関する規定類を明確にし、必要な教育を行います。
- (2) 個人情報保護の取り組みが適切に実施されるよう、必要に応じ、評価・見直しを行い、継続的な改善に努めます。

4. 個人情報保護に関する問い合わせ窓口

利用者本人から、当法人が保有する個人情報についての質問や問い合わせ、あるいは、開示、訂正、削除、利用停止等の依頼については、窓口で受け付けます。

個人情報の利用目的

(令和元年5月1日)

デイサービスセンターら・せれなでは、利用者及び家族の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

[デイサービスセンターら・せれな内部での利用目的]

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - ー通所利用の管理
 - ー会計・経理
 - ー事故等の報告
 - ー当該利用者の介護・医療サービスの向上

[他の事業者等への情報提供を伴う利用目的]

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - ー利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所・地域包括支援センターとの連携(サービス担当者会議等)、照会への回答
 - ー利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - ー家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - ー保険事務の委託
 - ー審査支払い機関へのレセプトの提出
 - ー審査支払い機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

[当施設の内部での利用に係る利用目的]

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - ー医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - ー当施設において行われる学生の実習への協力
 - ー当施設において行われる事例研究

[他の事業者等への情報提供に係る利用目的]

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - ー外部監査機関への情報提供

札幌市介護予防・日常生活支援総合事業 (札幌市通所型サービス)

利用者負担金一覧表

利用者の方からいただく利用者負担金は、次表のとおり(1)及び(2)の2種類にわかれます。
なお、以下の費用が必要となる場合、事前に説明の上利用者の同意を得る事をしていきます。

(1) 通所型サービスに係る利用者負担金

区分	項目	1割負担 金額	2割負担 金額	3割負担 金額	備 考
基本額	事業対象者・要支援1	443円	886円	1,329円	1日につき
	要支援2	454円	908円	1,362円	
	事業対象者・要支援1	1,824円	3,648円	5,472円	1月につき
	要支援2	3,672円	7,344円	11,016円	
加算	若年性認知症利用者受入加算	244円	488円	732円	1月につき
	生活機能向上グループ活動加算	102円	204円	306円	生活機能向上を目的とした少人数のグループを構成し、実施した活動 1月につき
	栄養アセスメント加算	51円	102円	153円	1月につき
	栄養改善加算	203円	406円	609円	1月につき
	口腔機能向上加算(Ⅰ)	153円	306円	459円	
	口腔機能向上加算(Ⅱ)	163円	326円	489円	
	一体的サービス提供加算	487円	974円	1,461円	栄養改善サービス及び口腔機能向上サービスを利用した場合 1月につき
	口腔栄養スクリーニング加算(Ⅰ)	21円	42円	63円	1回につき(6月に1回を限度)
	送迎減算	-48円	-96円	-144円	1回につき
	サービス提供体制加算(Ⅰ)	90円	180円	270円	事業対象者・要支援1
	サービス提供体制加算(Ⅰ)	179円	358円	537円	要支援2
	科学的介護推進体制加算	41円	82円	123円	1月につき

加 算 額	介護職員処遇改善加算Ⅰ	所定単位数の5.9%	1月につき (令和6年5月まで)
	介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	所定単位数の1.2%	
	介護職員等ベースアップ支援等加算	所定単位数の1.1%	
	介護職員処遇改善加算Ⅰ	所定単位数の9.2%	1月につき (令和6年6月から)
	介護職員処遇改善加算Ⅱ	所定単位数の9.0%	
	介護職員処遇改善加算Ⅲ	所定単位数の8.0%	
	介護職員処遇改善加算Ⅳ	所定単位数の6.4%	

(2) 運営基準(厚生労働省令)で定められた「その他の費用」

食費	区分	金額	備考
	食材料費及び調理にかかる費用	650円	1食

その他の費用(別料金)	提供数	金額	
活動費	1日	100円	
教養娯楽費(書道、映画、見学会等)	1回	実費	
○オムツ代	1枚/回	実費	
○趣向品代(利用者の希望によって購入した場合)	1回	実費	
○行事代(利用者の希望によって購入した場合)	1回	実費	
○行事食事代	—	実費	
○理美容費	—	実費	
○文書料 ※各種証明書、診断書を必要とする場合は、作成料として実費をご負担いただきます。	—	実費	
○複写物の交付 ※利用者はサービス提供についての記録をいつでも閲覧できます。また、求めがあれば記録のコピーも交付しますが、その際にはコピー代として右記の料金をご負担いただきます。	—	白黒	5円/枚
		カラー	40円/枚
○その他の費用 ※サービス提供される便宜の中で、日常生活において通常必要となる費用で、その利用者に負担させることが適当であると認められる費用は、実費自己負担となります。	—	実費	

サービスを利用するにあたり、『契約書』・『重要事項説明書』・『個人情報の利用目的』・『その他の費用』について施設職員（生活相談員： ）から説明を受け、これらを十分に理解し、通所サービスについて同意したうえで、契約いたします。

尚、本書2通を作成し、利用者・事業者双方記名押印のうえ、各1通ずつ保有することとします。

契約締結日 令和 年 月 日

利用者

〈住所〉 _____

〈氏名〉 _____ 印

家族・連帯保証人

〈住所〉 _____

〈氏名〉 _____ 印

〈続柄〉 _____

署名代行者（私は、本人の意思を確認し代わりに署名を行いました。）

〈住所〉 _____

〈氏名〉 _____ 印

〈続柄〉 _____

〈署名を代行した理由〉 _____

事業者

〈住所〉 札幌市北区百合が原3丁目1番1号 _____

〈事業者名〉 社会福祉法人禎心会 デイサービスセンターら・せれな _____

〈電話番号〉 (011) 702-1152 _____

〈代表者〉 理事長 徳田 禎久 _____ 印